

3月末・4月初め

土曜日・日曜日に

窓口を利用できます

現在、火曜日・木曜日に窓口業務の延長を行っていますが、3月末から4月初めの次の期間の土曜日・日曜日は、臨時に窓口を利用することができます。

▼利用できる日時

3月24日(土)・25日(日)・31日(土)・4月1日(日)
午前8時30分～午後5時15分

▼取扱窓口

町民課・保険福祉課

(役場本庁舎1階)

▼取扱業務

下表のとおり。

ただし、他の関係機関へ照会を要するものなど、内容によっては手続きが完了できない場合もありますので、不明な点などはあらかじめお問い合わせください。

※町税等を納付する際は、必ず納付書をご持参ください。

国税(所得税等)県税自動車税は納付できません。

※国府支所の土曜日の窓口業務は、3月24日(土)及び31日(土)の午前9時から

取扱業務	取扱窓口
税金などの納付	町民課
証明書等交付	
申請・届出など	保険福祉課

ら正午まで、住民票・印鑑登録証明書の発行のみを行います。

◎問い合わせ

・町民課 ☎内線272
・保険福祉課 ☎内線274

障害児福祉・特別障害者手当 支給



～申請はお済みですか～

日常生活において常に常に介護を必要とする在宅の障がい児者に対し、一定の要件を満たした場合に手当が支給されます。※手当額は平成23年度の額です。

・障害児福祉手当 (20歳未満)
14,330円 (月額)
・特別障害者手当 (20歳以上)
26,440円 (月額)

◎問い合わせ・申込み

・平塚保健福祉事務所生活福祉課 ☎(32)0130
・障害福祉センター ☎(73)4530

障害者タクシー利用 助成券申請の受付



平成24年度の在宅障害者タクシー利用助成券の申請を受付します。利用を希望される方は障害福祉センターまたは保健センター保険福祉課で申請してください。

▼対象者

町内在住(施設入所者は除く)で次のいずれかに該当する方で、自動車税の減免や介護タクシー利用助成制度を受けていない方

○身体障害者手帳1・2級

(上肢・下肢・体幹・視覚障がい・内部障がい)

○じん臓機能障がい1級

(人工透析対象者)

○療育手帳(A1・A2)をお持ちの方、または知能指数35以下と判断された方

○精神障害者保健福祉手帳1級

○特定疾患医療証をお持ちの方

※じん臓機能障がい1級(人工透析対象)

者)の方には最大72枚まで、それ以外の方には最大48枚まで発行します。

▼手続きに必要なもの

・身体障害者手帳

・療育手帳

・精神障害者保健福祉手帳

・特定疾患医療証

・印鑑(サイン不可)

▼利用開始 4月1日(日)から

▼申請受付 3月27日(火)から

▼申請場所 障害福祉センター又は保健センター保険福祉課

◎問い合わせ 障害福祉センター ☎(73)4530

体外受精、顕微授精(特定不妊治療)を受けた人に、治療費の一部を助成しています!!

【対象】 町内に在住し、県指定の医療機関で平成23年4月から平成24年3月に体外受精・顕微授精の治療を受けた方

【申請期限】 3月31日(土)

※ただし2月または3月に治療を終了した方に限り翌年度分として4月1日(日)～5月31日(木)まで申請可

【助成額】 1回の治療につき15万円を限度に、1年度当たり2回まで(通算5年度支給)

【所得制限】 夫婦合算で730万円未満 ※この助成を受けた方には、重ねて町からの助成(10万円まで)を受けることができます。

◎問い合わせ

・スポーツ健康課 ☎内線310
・平塚保健福祉事務所 ☎(32)0130